

新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券 取扱店登録申込書

FAX または郵送で
お申込ください

F A X:025-382-2055
郵送先:〒950-0134 新潟市江南区曙町3丁目2番20号
新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券取扱店登録受付係 行き

★付きの項目は登録にあたり必須項目ですので、全てご記入ください。
★ 下記に同意する(同意する場合✓をいれてください。この同意がない場合は取扱店登録いたしかねます)

中面に記載した登録条件をすべて満たしていることを確認したうえで取扱店に申し込みます。また、取扱店の責務等について厳守し、ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことを誓います。

記入日：令和 年 月 日

★ 取 扱 店 情 報	★ 店 舗 名	フリガナ				★ TEL				
						FAX				
★ 所 在 地	〒	市区町村	地(町)名	丁・番号・番地	建物名称・部屋番号					
	郵便番号は左詰めでご記入ください。ハイフンは不要です。									
★ 担 当 者 名	フリガナ				担当者メールアドレス					
★ 印										
★ ジ ャ ン ル	下表の1～13の中で該当するジャンル番号を1つ右枠に記入してください。				★ テ ィ ク ア ウ ト と デ リ バ リ ー サ ー ビ ス に つ い て 、 そ れ ぞ れ 該 当 す る 方 の 右 枠 に ✓ を 入 れ て く だ さ い。	テ ィ ク ア ウ ト	有	無		
						デ リ バ リ ー	有	無		
1.和食、2.寿司、3.割烹、4.洋食、5.イタリアン、6.フレンチ、7.中華、8.ラーメン、9.ファストフード、10.軽食、11.喫茶、12.居酒屋、13.その他										

★ サ イ ト U R L	★ 営 業 許 可 番 号
---------------------------------	---------------------------------

★ 所 属 団 体	商工会議所や商工会、商店街、組合などに所属している場合は、団体名をご記入ください。無所属の場合は「無」とご記入ください。
-----------------------	--

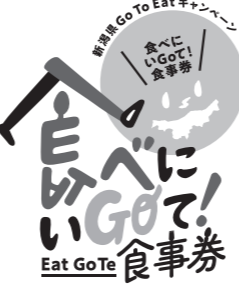
★ 振 込 口 座 情 報	★ 金 機 関 名	★ 金 融 機 関 コ ー ド	★ 支 店 名	★ 支 店 コ ー ド
	★ 該 当 す る 科 目 の 右 枠 に ✓ を 入 れ て く だ さ い。	当 座 普 通 其 他	★ 口 座 番 号	★ 口 座 名 義
			フリガナ	

★ 法 人 組 織 の 場 合 、 ご 記 入 く だ さ い。	★ 会 社 名	フリガナ				★ TEL				
						FAX				
★ 本 社 所 在 地	〒	市区町村	地(町)名	丁・番号・番地	建物名称・部屋番号					
	郵便番号は左詰めでご記入ください。ハイフンは不要です。									
★ 代 表 者 名										
★ 印										

当申込書と共に、振込口座情報の確認書類として通帳またはキャッシュカードのコピーを、FAX または郵送してください。

受付係使用欄

取扱店コード	確認欄①	確認欄②	備考欄



新潟県内で
飲食店を営む
みなさまへ

みんなで、いGO!いGO!
お得に食べにGO!!



取扱店
募集!!

ご利用有効期間

令和2年10月5日(月)
↓
令和3年3月31日(水)

事業趣旨

新潟県Go To Eatキャンペーン食事券発行事業は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた新潟県内の飲食店を応援するために、新潟県内の飲食店での支払いにおいて利用可能な食事券を発行し、需要を喚起する事業です。
※この事業は農林水産省からの業務委託を受けて実施しています。

新潟県Go To Eat キャンペーン事業の概要

- 名 称 / 新潟県 GoToEat キャンペーン食事券発行事業
- 発 行 者 / 新潟県 GoToEat キャンペーン食事券共同事業体
- 食 事 券 / 75万冊(1冊:額面500円×25枚)
- 販 売 価 格 / 1冊10,000円(額面12,500円)
- 購 入 限 度 額 / 1人につき1回あたり20,000円まで購入可(2冊、額面25,000円)※購入回数限度なし
※事前予約や抽選方式ではなく、販売店での現金購入
- 購 入 期 間 / 令和2年10月5日(月)～令和3年1月31日(日)
- 利 用 有 効 期 間 / 令和2年10月5日(月)～令和3年3月31日(水)
- 購 入 対 象 者 / 新潟県民(新潟県在住、在勤、在学も含む)を主な対象とするが制限はない
- 取 扱 対 象 店 / 新潟県内の飲食店 ※詳細は中面参照

※販売店の情報は、後日 新潟日報や公式サイトにてお伝えします。

お問い合わせ

新潟県 Go To Eat キャンペーン
食事券共同事業体
コールセンター 025-382-5510

9月23日開設 | 土日祝除く10:00～17:00
令和2年12月29日～令和3年1月5日を除く

順次公式サイトへ
情報アップ!



新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券 取扱店登録条件

※新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券の取扱店にご登録していただくには、下記のすべての条件を満たしている必要があります。ご一読の上、左側の□に✓を入れながら確認をお願いします。

【営業形態】

- 1. 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 2. 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
- 3. 当店は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に該当する暴力団及び同条第 6 号に該当する暴力団員、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員若しくは準構成員が関与する営業を行っていません。
- 4. 当店は、店舗が新潟県内にあり、かつ法人組織の場合は本社も新潟県内にあります。フランチャイズの場合でも、この条件に該当します。

【行政への協力】

- 5. 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 6. 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 7. 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 8. 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- 9. 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 10. 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・他グループの客同士ができるだけ 2 m（最低 1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低 1 m 以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 11. 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者がどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 12. 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、感染防止対策の実施状況を示すピクトグラムポスターの掲示を推奨しています。ピクトグラムポスターは、新潟県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shogyoshinko/pictogram.html>

【換金】

- 13. 当店は、新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券共同事業体にて確認した食事券の枚数と換金申込書に記載された枚数とが相違している場合には共同事業体にて確認した食事券枚数に準じた金額で振込がなされ、この処理をしたうえは共同事業体はその責任を負わないことに同意します。

【参加登録の取消】

- 14. 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券共同事業体の指摘に適切に対応しない場合や上記登録条件に違反や虚偽があった場合、新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券共同事業体により参加登録が取り消されることに同意します。

食事券取扱店 登録申込み～換金の流れ

申込方法

左ページの新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券 取扱店登録条件の内容に同意し、取扱店の責務等について厳守し、ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことができるかご確認ください。



裏面の申込書に記入し

■ 記入した申込用紙

■ 申込書に記入した振込口座情報の確認書類として通帳またはキャッシュカードのコピーを、FAX または郵送でお送りください。

< FAX の場合 >

025-382-2055

< 郵送の場合 >

〒950-0134

新潟市江南区曙町 3 丁目 2 番 20 号

新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券 取扱店登録受付係 行き

お申込みは、令和 2 年 12 月 20 日（日）まで受付します。

※FAX・郵送ともに 12 月 20 日必着

登録申込後の流れ

1. 発行者により申込内容を確認し、取扱店として登録します。
※申込内容や状況により登録できない場合があります。その場合は連絡いたします。
2. 取扱店として登録された店舗様は、キャンペーン公式サイト内の取扱店ページに店舗情報を掲載します。
※サイトへの掲載をもって取扱店として登録完了となります。
3. 取扱店舗用運営マニュアルやステッカー、食事券見本、換金に必要なツールを配布します。（他に、農林水産省からポスターなどのツールを配布しますので、店舗への掲出をお願いします。）
4. 各店舗にて食事券の利用を受け付けてください。利用された食事券は保管していただき、月に 1 回換金申込をしていただきます。
※振込手数料は発行者が負担します。
※換金受付期間中、月末までにお受けした換金申込分は、翌月末までに振込いたします。
※換金申込受付は第四銀行、北越銀行の新潟県内の店舗窓口となります。
※詳しくは登録完了後に配布されるマニュアルをご覧ください。

食事券の利用は令和 3 年 3 月 31 日（水）までとなります